

仕様書

- 1 契約名 AI を用いた文字認識システムサービス利用契約
- 2 目的 紙資料による手書き申請等に係る転記入力時間を削減し職員の業務効率化に資するよう、AI を用いた文字認識システムのサービスを調達する。
- 3 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 サービス名 AI inside 社 「DX Suite」
- 5 サービス要件
 - (1) サービスは LGWAN-ASP で提供すること。
 - (2) 契約期間における読取項目（文字換算）数は 70 万パーツ以上であること。
 - (3) 管理者専用ページなどにより、利用状況が確認できること。
 - (4) サービス提供者からの FAQ などを定期的に県に提供すること。
- 6 業務内容
 - (1) 佐賀県が契約締結日から 10 日以内に本サービスを利用できるよう必要な準備を行うこと。初回のアカウント登録（200ID 以内）を含む。
 - (2) サービスの利用手順書、マニュアルの提供を行うこと。
 - (3) サービス利用に関する問合せ対応を行うこと。
- 7 法令等の遵守
 - (1) 県の情報セキュリティポリシーに従い、受託者組織全体のセキュリティを確保するとともに、当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
 - (2) 民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
 - (3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- 8 機密の保持
 - (1) 本業務について、佐賀県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ・ 取得した時点で、既に公知であるもの
 - ・ 取得後、受託者の責によらず公知となったもの
 - ・ 法令等に基づき開示されるもの
 - ・ 佐賀県から秘密でないと指定されたもの
 - ・ 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県と協議の上、承認を得たもの
 - (2) 佐賀県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製してはならない。

- (3) 本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。